

令和4年12月15日

経済産業大臣
西村 康稔 様

日本野鳥の会宮古支部
支部長 関川 實

日本野鳥の会北上支部
支部長 佐々木 仁

日本野鳥の会もりおか
代 表 佐賀 耕太郎

公益財団法人 日本野鳥の会
理事長 遠藤 孝一

岩手県の「（仮称）洋野風力発電事業」に係る対象事業実施区域及びその周辺における 希少猛禽類や渡り鳥の生息環境の保全に関する要望書

日頃より日本野鳥の会の自然保護活動にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。
さて、岩手県洋野町において計画されている「（仮称）洋野風力発電事業（以下、対象事業という）」
について、日本野鳥の会は風力発電施設の建設予定地やその周辺地域（以下、当該地域という）に生息す
る希少猛禽類や希少渡り鳥の生息環境保全の観点より下記の通りに要望いたします。ついでに、当該地域
の豊かな自然環境の保全のためよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます

1. 要望内容

岩手県北部の太平洋沿岸地域に位置している洋野町は豊かな自然に囲まれており、多くの貴重な野鳥の
繁殖地や越冬地となっています。具体的にはイヌワシ・クマタカなどの希少猛禽類の生息地であり、オジ
ロワシ・オオワシ等の海ワシ類やコクガンなどの越冬地でもあります。さらに、岩手県の北上高地北部や
北三陸沿岸部はガン・カモ・ハクチョウ類等の春と秋の主要な渡りルートにもなっております。このたび
洋野風力開発株式会社により「（仮称）洋野風力発電事業環境影響評価準備書」が公表されましたが、こ
れが計画通りに実施されれば、当該地域における貴重な野鳥の生息環境の消失や渡り鳥の飛翔ルートの変
化または消失といった甚大な影響が生じることは避けられません。

私どもは、これらの野鳥の生息環境保全の観点に基づき、対象事業の大幅な縮小や変更および野鳥保
護・自然保護に立脚した代替案を立案することを事業者に対し指導、勧告して下さることを強く要望い
たします

2. 要望の背景

(1) 岩手県内陸部の北上高地北部の太平洋沿岸地域には山林・牧野・農耕地・河川等が混在した多様で
豊かな自然環境が存在し、太平洋側の三陸沖は寒流と暖流のぶつかる世界有数の漁場としても知られて
おります。このような豊かな自然に囲まれた洋野町には山林や海岸沿いの至る所に一年を通して多様な
野生動植物が生息しており、特に様々な野鳥の貴重な繁殖地および越冬地となっています。このよう
な地域に大規模な風力発電施設の建設を行うと、この地域の豊かな自然環境、特に野鳥の生息環境に重大
な影響が及ぶ可能性が高いことを私ども日本野鳥の会は強く危惧します。私どもはこのような陸上風力
発電事業を行う場合の最低限の条件として、環境省が環境アセスメントデータベース EADAS のセンシテ
ィビティマップで注意喚起メッシュを設定する地域、また、国や岩手県が国立公園・鳥獣保護区等の指
定をしている地域は風力発電事業の計画地から除外されるべきであると考えます。

(2) イヌワシは我が国の天然記念物に指定されている希少な大型猛禽類であり、岩手県には我が国に生息するイヌワシの20%ほどが生息しております。特に北上高地はイヌワシの生息適地として日本国内に残された数少ない貴重な地域となっています。そのため、この地域は環境省の環境アセスメントデータベース（EADAS）のセンシティブティマップで注意喚起レベルA3に指定されています。そして、EADASのデータは私どもの実際の観察結果と合致します。実際に希少猛禽類の生息地域における風力発電施設の稼働は、施設の規模にかかわらずバードストライクの発生と採餌適地の消失という二つの面で希少猛禽類の定常的な生息を脅かすこととなります。具体的には2008年9月には岩手県北上高地の釜石広域ウインドファームでイヌワシのバードストライク事故が発生しております。また、かつてイヌワシの定常的な採餌適地であった盛岡市玉山区の天峰山付近の地域では姫神ウインドパークの稼働に伴いイヌワシの姿が見られなくなりました。風力発電施設の稼働に伴ってイヌワシの生息地が消失した事例は岩手県内の他の地域でも起こっております。すなわち、希少猛禽類と風力発電施設の共存は技術的に困難な課題であり、現段階ではその解決のための適切な方策が確立されているとは言えません。従って過去の数多くの失敗事例が教訓として生かされないまま当該事業計画が実行に移され、最終的に風力発電施設の稼働が継続されるならば、それは当該地域に生息する希少猛禽類の採餌活動や繁殖活動の阻害要因となり、さらには衝突死等の事故の要因ともなりうるが大いに懸念されます。私どもは希少猛禽類の生息環境の保全の立場より対象事業計画の中止を含む大幅縮小と代替案の検討を強く求めます。

(3) 日本列島は東アジアからオーストラリアに至る多様な渡り鳥の移動経路のほぼ中央部に位置し、それぞれの季節ごとに日本列島各地で多種多様な野鳥の渡りや夏鳥の繁殖・冬鳥の越冬等が観察されます。さらに近年の鳥類調査技術の飛躍的な進歩に伴い、それまでに知られていなかった渡り鳥の飛翔ルートなどが次々に解明されるようになりました。実際に渡り鳥に発信機を装着して追跡する最新の調査技術により、岩手県の北上高地北部や北三陸沿岸部がガン・カモ・ハクチョウ類等の春と秋の渡りの主要なルートであることや、多くの渡り鳥が夜間にも渡りをしていることなどが明らかになっております。また、当該事業の準備書でも大型の渡り鳥であるマガン・ヒシクイ・カリガネ・オオハクチョウなどが確認されていることが記載されております。さらに当該地域には多種多様な小型鳥類の渡りも見られますが、その実態についてはまだ不明な点が数多く存在します。このような地域に風力発電施設が稼働することになれば、バードストライクの発生に加えてこれらの鳥類の渡りルートが攪乱・寸断される障壁的影響の発生が危惧されます。風力発電施設の稼働に伴うバードストライク事故により、小鳥類をはじめとする多数の野鳥が命を落としていることはこれまでに世界各地で多数報告されていますし、風力発電施設の稼働に伴いコウモリ類が衝突するバットストライクの発生も報告されております。従って、野鳥の生息地の保全と渡り鳥の飛翔コースの保全対策を十分に考慮するために、当該計画の大幅な縮小と代替案への切り替えを積極的に検討することが必要です。

(4) 岩手県内陸北部の特に沿岸部には環境省レッドリストで準絶滅危惧種に指定されているオジロワシ・オオワシ等の海ワシ類も冬季に少数が渡来し、越冬します。北海道ではこれまでに風力発電施設でのオジロワシのバードストライク事故が頻発しており、これに対して環境省は2022年8月8日付で「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き（改定版）」を策定し公表しました。しかし、当該事業計画の中ではこれらの海ワシ類の生息環境の保全、特にバードストライク対策について、ほとんど考慮されておられません。また、岩手県の洋野町沿岸部を含む北部三陸沿岸は日本有数のコクガンの越冬地でもあります。コクガンは環境省レッドリストでは絶滅危惧II類(VU)であり、国の天然記念物にも指定される希少な渡り鳥です。コクガンの主な餌はアマモなどの海藻ですが、アマモの生育する場所は三陸沿岸でも限られております。従って、土砂流出や水質汚濁に対して十分配慮し、コクガンの越冬環境への影響が出ないように保全策の徹底を求める必要があります。仮に内陸部の風力発電事業により河川の汚濁や水質変化によりアマモの生育環境に変化が生じれば、それがこの地域で越冬するコクガンの生息状況に影響を与えることが危惧されます。しかし、当該事業計画の中では内陸部の水系とコクガンの生息環境を関連づける保全対策の検討は全く考慮されておられません。当会はこれらの希少鳥類の生息環境の保全の立場より、対象事業計画の中止を含む大幅な縮小と代替案の検討を強く求めます。

(5) 風力発電施設によるシャドーフリッカーや風切音による騒音の発生は近隣住民の生活環境にとどまらず、当該地域の野鳥の生息環境にも大きな影響を与える可能性があります。しかし、当該事業計画においては風車の影と近隣の住居等に関する配慮はみられるものの、例えば「風車の影が特に夏鳥の繁殖状況や希少猛禽類を含む多くの野鳥の生息にどのような影響を及ぼすか」や「騒音が夜間に行動する野鳥の生息にどのような影響を及ぼすのか」というような調査は全く行われておりません。また、今後それらの観点に基づいて追加調査を実施するか否かについても明らかではなく、事業者が作成した準備書は環境影響評価として不十分であると言わざるを得ません。当会は特に、当該地域で繁殖する希少鳥類の生息環境の保全の立場より、これらの点に関する再調査の実施と、その結果に基づいて再度、対象事業のあり方について検討されることを強く求めます。

(6) 当該事業計画の近隣には他の事業者による3件の風力発電事業計画が存在します。また、近隣地域にはいくつもの事業計画が存在し、岩手県北上高地の北部には既に稼働している複数の風力発電事業もあります。仮に当該事業計画を含むこれらの風力発電事業や事業計画が全て計画通りに稼働することになれば、岩手県の北上高地北部において鳥類の生育環境に及ぼす累積的影響は非常に大きくなると懸念されます。しかし、今回の事業計画の中ではそのような累積的影響に関する検討は行われておらず、他事業との累積的影響を可能な限り小さくするために具体的にどのような措置が必要かという基本方針についても示されておりません。当該事業計画がこのまま実施されれば、北上高地の広大な地域におけるイヌワシの生息阻害や各種渡り鳥の飛翔ルートが遮断されることが十分に想定されます。これまでに国内の様々な風力発電事業計画に対して経済産業大臣勧告や環境大臣意見書では「累積的影響」の評価を事業者側に求めておられました。このこと自体は当然のことと思いますが、複数の事業者間に企業秘密の保持や競争などが存在する以上は「累積的影響」に係る調整を事業者に委ねることは難しい面があり、その結果どうしても「累積的影響」の評価がおざなりとなってしまいます。私どもは累積的影響評価に係る事業者間調整やその実施については経済産業省や環境省、および都道府県レベルの自治体が責任を持って行うにさせていただくことを強く求めます。

(7) 最近の風力発電事業計画に対する対応の傾向として、建設予定地に希少種が生息する場合でも計画の中止ではなく、「事後調査に移行」して順応的管理等を実施することで対応しようとする形で事業を認可する例が多くみられます。そして、そのような結論の主な根拠とされるのが「バードストライクは不確実性がある」という専門家の意見のようです。しかし、ここに言われるような不確実性の原因は、現在、一般的に行われている環境アセスメントの評価手法では野鳥の生息状況を十分に把握できていない事によると考えられます。例えばイヌワシの生息環境の保全のためには適切な餌資源の調査や1年を通しての行動範囲の把握は欠かせないはずですが、調査結果を見る限りではそれはかなり大まかな形で行われているに過ぎません。また、それ以外の野鳥についても生息状況調査の時期・回数・調査時間・調査方法などが不十分であり、バードストライクの発生確率が高い悪天候時や渡り鳥の繁殖地での状況や渡りの最盛期の動向が把握されておりません。「不確実性」という理由だけで保全措置を事後調査に委ねることは問題の引き伸ばしに過ぎず、風車の稼働後に仮にバードストライク等の問題が発生しても適切な野鳥保護対策を取ることが難しいため、結局は問題が解決されぬまま放置されることにもなりかねません。むしろ「希少猛禽類の生息が見られる地域は事業予定地から除外する、渡り鳥の繁殖や渡りの最盛期には期間を限定して風力発電施設の稼働を中止する」という予防措置を事業計画の中に最初から組み入れておくべきであると考えます。

今日の我が国では再生エネルギー資源開発の必要性が喧伝されており、私ども日本野鳥の会は今後の日本のエネルギー資源として風力や太陽光等の自然エネルギーを積極的に利用する方針について基本的に賛成しております。しかし、再生エネルギー資源の開発事業であってもそれが自然環境を損ねては本末転倒であり、結果的には地元住民の健全な暮らしを損なうことにも繋がります。このような観点に基づき、私どもは対象事業の実施者である洋野風力開発株式会社に対し当該地域の自然環境と再生エネルギー資源の両立を目標に事業計画に大幅な検討を加え、自然保護の面で必要となる場合には事業計画の中止または事業予定地域の大幅縮小、および施設・規模等の変更を含む代替案の検討を強く求める次第です。

以上